

市第 128 号議案

全国自治宝くじ事務協議会設置団体の増加及び同協議会 規約の一部変更についての協議

次のように全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数を増加し、及び同協議会規約の一部を変更することについて関係都道府県及び市と協議する。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

- 1 協議会に新たに加わる普通地方公共団体
熊本市

- 2 協議会規約の変更

全国自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年 3 月 1 日議決）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 2 号中「相模原市」の次に「、熊本市」を加える。

第 6 条中「委員 9 人」を「委員10人」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第 8 条第 1 項の規定により平成25年 3 月31日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、同日までとする。

提 案 理 由

全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入並びに当該加入及び委員の定数の変更に伴い同協議会規約の一部を変更することについ

市第 128 号

て関係都道府県及び市と協議したいので、地方自治法第 252 条の 6
の規定により提案する。

参 考

全国自治宝くじ事務協議会規約（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{変更案}}{\text{現行}}$ ）

（協議会を設ける地方公共団体）

第 3 条 協議会は、次に掲げる都道府県及び市（以下「関係地方公共団体」という。）が、これを設ける。

（第 1 号省略）

(2) 京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市、~~熊本市~~
（組織）

第 6 条 協議会は、会長、 $\frac{\text{委員 } 10 \text{ 人}}{\text{委員 } 9 \text{ 人}}$ 及び監事 2 人をもってこれを組織する。

地方自治法（抜粋）

（協議会の設置）

第 252 条の 2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

- 3 第 1 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

(第 4 項から第 6 項まで省略)

(協議会の組織の変更及び廃止)

- 第 252 条の 6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第 252 条の 2 第 1 項から第 3 項までの例によりこれを行わなければならない。